

福島市告示第 179 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年5月1日

福島市長 木 幡 浩

No.	事業者 名称	事業所 名称	廃止年月日	サービスの種類	事業所番号
	事業者 住所	事業所 住所			
1	合同会社みちしるべ	介護事業所楽らく	令和6年4月30日	居宅介護 重度訪問介護	0710101395
	福島市野田町字上沼田51-1	福島市野田町字上沼田51-1			